**令和５年度「中野市在宅福祉支援事業」の概要**

**(要介護認定３以上の方)**

|  |
| --- |
| 〇対象者とする方  市内に住所を有する**要介護３以上**と認定された**65歳以上で市民税非課税の者**。  **施設入所中や入院中の方は対象となりません。（退院、退所されてから申請してください。)**  なお、グループホームやケアハウスについては在宅とみなします。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **介護用品（紙おむつなど）の給付** | | |
| ■給付内容 | **給付券１枚当たり6,000円**までを給付します。  また、介護用品排出用として中野市指定の可燃ごみ袋を必要に応じて給付します。 | |
| ■給付枚数  ※年度途中の申請は月割となります。 | **要介護４又は５**で**市民税非課税世帯**の者 | **年 12枚**  （１か月/１枚） |
| **要介護３**の者及び  **要介護４又は５**で**市民税課税世帯**の者  ※本人課税は除く | **年 ６枚**  （２か月/１枚） |
| ■**給付品目** | **紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤（ボディ用ウエットタオル他）、ドライシャンプー** | |
| ■利用方法 | ・ 市の指定業者の店舗へ出向いていただき、介護用品を購入する際に給付券を業者へお渡しください。   * 給付額の上限を超えた場合は差額を業者に直接お支払いください。 * 給付額以下の場合のおつりはありません。 | |
| ■ごみ袋の給付 | ・ 容量は10ℓ、20ℓ、30ℓのいずれかをお選びいただけます。（600ℓ/年）なお、年度途中の申請の場合は、月割計算とな  ります。   * 給付は、介護用品給付券（おむつ券）を申請された方に限ります。 * **グループホームなど施設で事業ごみとして介護用品を排出している場合は対象となりません。** | |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（裏面あり）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **訪問による理容料・美容料の助成** | | |
| ■助成内容 | **自宅での訪問による**理容・美容業務を受けた場合、  **１回（助成券１枚）につき1,000円**までを助成します。 | |
| ■助成券枚数  ※年度途中の申請は月割となります。 | **要介護３・４・５**の者  ※本人課税は除く | **年 ６枚**  （２か月/１枚） |
| ■利用方法 | ・指定業者に直接依頼のうえ**自宅に訪問**していただき、その際に助成券を業者にお渡しください。（**施設での利用はできません。**）  ・**助成額の上限を超えた場合は差額を業者に直接お支払いください。**  ・助成額以下の場合のおつりはありません。 | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **通院費等タクシー利用料の助成** | | |
| ■助成内容 | タクシー業者の利用１回につき **片道料金の２分の１の額又は 900円のいずれか少ない額（助成券１枚につき）**を助成します。**（上限900円）**  ただし、**自動車税や軽自動車税の減免を受けている場合は交付の対象となりません。** | |
| ■助成枚数  ※年度途中の申請は月割となります。 | **要介護４**又は**５**で**市民税非課税世帯**の者 | **年 48枚**  （１か月/４枚） |
| **要介護３**の者及び  **要介護４又は５**で**市民税課税世帯**の者  ※本人課税は除く | **年 24枚**  （１か月/２枚） |
| ■利用方法 | ・指定業者をご利用いただきます。  乗車の際に運転手に助成券をお渡しください。  ・降車時、利用料金から助成額を引いた残りの額を直接運転手にお支払いください。 | |

|  |
| --- |
| **共通事項** |

■利用できる業者

市で指定する業者（助成券・給付券の交付時に一覧表をお渡しします。）

■注意事項

・**利用する際は、利用者（氏名）と利用月日、利用目的の欄をご記入ください。**

・**助成券・給付券は、家族や他人に譲渡することはできません。**

・不正な使用があった場合は返還していただきます。

**令和５年度「中野市在宅福祉支援事業」の概要**

**(高齢者世帯)**

|  |
| --- |
| 〇対象者とする方  市内に住所を有する**７０歳以上の高齢者のみの世帯かつ市民税非課税世帯の者。**  **施設入所中や入院中の方は対象となりません。（退院、退所されてから申請して**  **ください。**ただし、２人以上の高齢者世帯については、どなたかが在宅であれば申請できます。） |

|  |  |
| --- | --- |
| **通院費等タクシー利用料の助成** | |
| ■助成内容 | タクシー業者の利用１回につき**片道料金の２分の１の額又は900円のいずれか少ない額(助成券１枚につき)**を助成します。**（上限900円）**  ただし、**自動車税や軽自動車税の減免を受けている場合は交付の対象となりません。** |
| ■助成枚数  ※年度途中の申請は月割となります。 | **年 48枚（１世帯１冊)**  （１か月/４枚） |
| ■利用方法 | ・ご利用の際、助成券にあらかじめ**利用者（氏名）、利用月日、利用目的のご記入**をお願いします。  ・指定業者をご利用いただきます。乗車の際に運転手に助成券をお渡しください。  ・降車時、利用料金から助成額を引いた残りの額を直接運転手にお支払いください。 |

■利用できる業者

市で指定する業者（助成券に記載しています。）

■**注意事項**

**助成券は他人に譲渡することはできません。**

**また、不正な使用があった場合は返還していただきます。**